

令和 6 年 9 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 89号	令和5年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第 90号	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第 91号	令和5年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第 92号	令和5年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第 93号	令和5年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第 94号	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第 95号	令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第 96号	令和5年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第 97号	令和5年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第 98号	令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第 99号	令和5年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第100号	令和5年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第101号	令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第102号	令和5年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第103号	令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第104号	令和5年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第105号	令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第106号	令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 18
議案第107号	令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 19
議案第108号	令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 20

議案第109号	令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	… 21
議案第110号	令和5年度北九州市上水道事業会計決算について	… 22
議案第111号	令和5年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 23
議案第112号	令和5年度北九州市交通事業会計決算について	… 24
議案第113号	令和5年度北九州市病院事業会計決算について	… 25
議案第114号	令和5年度北九州市下水道事業会計決算について	… 26
議案第115号	令和5年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 27
議案第116号	令和5年度北九州市恒見財産区決算について	… 28
議案第117号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	… 29
議案第118号	北九州市市税条例等の一部改正について	… 47
議案第119号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	… 56
議案第120号	北九州市自動車駐車場条例の一部改正について	… 67
議案第121号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 70
議案第122号	高規格救急自動車の取得について	… 73
議案第123号	特殊災害対応自動車の取得について	… 75
議案第124号	高発泡照明車の取得について	… 76
議案第125号	春の町団地第1工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について	… 77
議案第126号	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	… 79
議案第127号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	… 82
議案第128号	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第129号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	

議案第130号	令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算について)
議案第131号	令和6年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 89 号

令和 5 年度北九州市一般会計決算について

令和 5 年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第90号

令和5年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和5年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市国民健康保険特別会計決算
別冊のとおり

議案第91号

令和5年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和5年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市食肉センター特別会計決算
別冊のとおり

議案第92号

令和5年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和5年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市卸売市場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 93 号

令和 5 年度北九州市渡船特別会計決算について

令和 5 年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 4 号

令和 5 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和 5 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市土地区画整理特別会計決算

別冊のとおり

議案第 95 号

令和 5 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 5 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する

。

記

令和 5 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算

別冊のとおり

議案第 96 号

令和 5 年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和 5 年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第 97 号

令和 5 年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和 5 年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第 98 号

令和 5 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和 5 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算

別冊のとおり

議案第 99 号

令和 5 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 5 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第100号

令和5年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和5年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第101号

令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する

。

記

令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算

別冊のとおり

議案第102号

令和5年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和5年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市産業用地整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第103号

令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計決算
別冊のとおり

議案第104号

令和5年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和5年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第105号

令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第106号

令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第107号

令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算
別冊のとおり

議案第108号

令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算
別冊のとおり

議案第109号

令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算に
ついて

令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次の
とおり認定に付する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北九州市市
立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に
付する。

記

令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 1 0 号

令和 5 年度北九州市上水道事業会計決算について

令和 5 年度北九州市上水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度北九州市
上水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市上水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 1 号

令和 5 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和 5 年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 5 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第 3 0 条第 4 項の規定により令和 5 年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市工業用水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第 1 1 2 号

令和 5 年度北九州市交通事業会計決算について

令和 5 年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度北九州市交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 3 号

令和 5 年度北九州市病院事業会計決算について

令和 5 年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度北九州市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 4 号

令和 5 年度北九州市下水道事業会計決算について

令和 5 年度北九州市下水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度北九州市
下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市下水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 1 5 号

令和 5 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算
について

令和 5 年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、
及び決算を認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 5 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当た
り地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第
3 0 条第 4 項の規定により令和 5 年度北九州市公営競技事業会計決算を監査
委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市公営競技事業会計決算
別冊のとおり

議案第 1 1 6 号

令和 5 年度北九州市恒見財産区決算について

令和 5 年度北九州市恒見財産区決算について次のとおり認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市恒見財産区

管理者 北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北九州市恒見財産区決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 5 年度北九州市恒見財産区決算

別冊のとおり

議案第 1 1 7 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地域生活支援事業の実施に関する事務について他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受ける等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項事務の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表に次のように加える。

10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の10の項事務の欄中「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、同項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の12の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の15の項を次のように改める。

15 削除		
-------	--	--

別表第2の16の項事務の欄中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を加え、同表の17の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の24の項事務の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、同項特定個人情報の欄第1号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の25の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の28の項事務の欄中「（平成17年法律第123号）」を削り、同表の32の項特定個人情報の欄第1号中「に関する情報又は障害者関係情報」を「、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表の33の項特定個人情報の欄中「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等

共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の35の項事務の欄中「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、同項特定個人情報の欄中第1号から第16号までを削り、同欄第17号の号番号を削り、同表の36の項特定個人情報の欄第4号中「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に改め、同表の37の項特定個人情報の欄第2号中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は」を削り、同表の38の項特定個人情報の欄第4号中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に改め、同表の39の項特定個人情報の欄第3号中「年金給付関係情報」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新		旧	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
機関	事務	機関	事務
略		略	
5 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
略		略	
10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		

新			旧		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	略	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」 <u>と</u> ）であって <u>規則</u> で定めるもの	1 市長	略	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」 <u>と</u> ）であって <u>規則</u> で定めるもの
略			略		
10 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって <u>規則</u> で定めるもの		10 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって <u>規則</u> で定めるもの	（1） <u>児童福祉法</u> による <u>児童及びその家庭</u> についての <u>調査及び判定に関する情報</u> 又は <u>身体障害者福祉法</u> による <u>身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u> による <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）</u> に <u>いう知的</u>

新		旧	
			<p>障害者に関する情報（以下「<u>障害者関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
略		略	
12 市長	略	12 市長	<p>(1) <u>児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
略		略	
15 削除		15 市長	<p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第</p> <p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの</p>

新	旧
	<p>245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

新		旧	
16	市長 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	16	市長 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
17	市長 略	17	市長 略
24	市長 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	24	市長 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
16	市長 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	16	市長 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
17	市長 略	17	市長 （1） <u>児童福祉法</u> による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であつて規則で定めるもの （2） 略 （3） 略
24	市長 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	24	市長 （1） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

新		旧	
25	市長	で定めるもの (2)～(4) 略	るもの (2)～(4) 略
略		略	
略		略	
28	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
略		略	
32	市長	(1) 児童福祉法による児	(1) 児童福祉法による児

新	旧	
<p>童及びその家庭についての調査及び判定、<u>身体障害者福祉法</u>による<u>身体障害者手帳</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>による<u>精神障害者保健福祉手帳</u>又は<u>知的障害者福祉法</u>にいう<u>知的障害者に関する情報</u>（以下「<u>障害者関係情報</u>」と<u>いう。</u>）であって規則で定めるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>33 市長</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）、<u>船員保険法</u>（昭和14年法律第73号）、<u>私立学校教職員共済法</u>（昭和28年法律第245号）、<u>国家公務員共済組合法</u>（昭和33年法律第128号）、<u>国民健</u></p>
<p>33 市長</p>	<p>33 市長</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	

新		旧	
	略		略
	<p>康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>		
	略		略
35	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>35 市長</p> <p>生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>医療保険給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>児童福祉法による児</u></p>

新	旧
	<p><u>童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</u></p>

新	旧
	<p>(7) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(10) <u>特別児童扶養手当</u></p>

新	旧
	<p> <u>等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(11) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(12) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という</u> </p>

新	旧
	<p>。)<u>であって規則で定めるもの</u></p> <p>(13) <u>中国残留邦人等支給付等関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(14) <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(15) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(16) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>

新		旧	
	北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの		(1.7) 北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの
36 市長	(1) ~ (3) 略 (4) <u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの (5) 略 (6) 略	略	(1) ~ (3) 略 (4) <u>児童手当関係情報</u> であって規則で定めるもの (5) 略 (6) 略
37 市長	(1) 略 (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) ~ (7) 略	略	(1) 略 (2) <u>児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) ~ (7) 略

新		旧	
38 市長	略	38 市長	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)</u>による<u>児童扶養手当の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
39 市長	略	39 市長	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)</u>、<u>私立学校教職員共済法</u>、<u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)</u>、<u>国家公務員共済組合法</u>又は<u>地方公務員等共済組合法</u>による<u>年金</u>である<u>給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u>であ</p>
			<p>(4) <u>児童扶養手当関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>年金給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>

新	旧						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="263 1915 434 2083"></td> <td data-bbox="263 1556 434 1915"></td> <td data-bbox="263 1176 434 1556"> って規則で定めるもの (4) 略 (5) 略 </td> </tr> </table>			って規則で定めるもの (4) 略 (5) 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="263 907 434 1075"></td> <td data-bbox="263 548 434 907"></td> <td data-bbox="263 168 434 548"> (4) 略 (5) 略 </td> </tr> </table>			(4) 略 (5) 略
		って規則で定めるもの (4) 略 (5) 略					
		(4) 略 (5) 略					

議案第 1 1 8 号

北九州市市税条例等の一部改正について

北九州市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地域再生法等の一部改正に伴い、特定業務施設に係る固定資産税の不均一課税の適用対象を拡大する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金(前号に掲げる寄附金を除く。)及び」に改め、同号エを次のように改める。

エ 所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で市長が指定したもの

付則第5条の2の3中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に、「法人を」を「者を」に改める。

付則第15条の2中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 特定業務児童福祉施設 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「当該特定業務施設」の次に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加え、同項第1号中「特定業務施設」の次に「又は特定業務児童福祉施設」を加え、同項第2号中「特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施設」を加える。

付則第15条の8第3号中「特定業務施設」の次に「又は特定業務児童福祉施設」を加え、「第8条各号」を「第8条第1項各号」に改め、「掲げる業務施設」の次に「又は同条第3項各号に掲げる児童福祉施設」を加える。

(北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北九州市条例第21号)の一部を次のよ

うに改正する。

付則第2条中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条の規定 規則で定める日

（2） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）第22条の3第1項第3号及び付則第5条の2の3の改正規定並びに次条の規定 規則で定める日

（個人市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定（前条第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の市税条例第22条の3第1項（第3号エに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号エ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定（付則第1条第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の市税条例付則第15条の7の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、若しくは増設された家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地について適用し、同日前に新設され、若しくは増設された家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第2条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項の特例控除対象寄附金（以下この条並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第2条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項の特例控除対象寄附金（以下この条並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金で、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p>

新	旧
<p>エ 所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で市長が指定したものの</p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 特定義務児童福祉施設 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定義務児童福祉施設のうち特定義務施設の新設に併せて整備されるものをいう</p>	<p>エ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で市長が指定したもの</p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p>

新	旧
<p> <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税) 第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当する第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.7とする。 (1) 土地にあつては、平成27年10月8日以後に取得したものであり、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物の建設の着手が </p>	<p> <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税) 第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの(付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。 (1) 土地にあつては、平成27年10月8日以後に取得したものであり、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする特定業務施設の用に供する家屋又は構築物の建設の着手があつたものであること。 </p>

新	旧
<p>あったものであること。</p> <p>(2) 特定業務施設及び特定業務児童福祉施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(付則第15条の7の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第15条の8 前条の土地、家屋又は償却資産について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の名称及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1項各号に掲げる業務施設又は同条第3項各号に掲げる児童福祉施設のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 略</p>	<p>(2) 特定業務施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(付則第15条の7の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第15条の8 前条の土地、家屋又は償却資産について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定業務施設の名称及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第8条各号</u>に掲げる業務施設のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 略</p>

<p>新</p>	<p>(5) 略</p>
<p>旧</p>	<p>(5) 略</p>

北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>付 則</p> <p>(信託法の施行に伴う市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例（次条において「新市税条例」という。）第11条及び第15条並びに第2条の規定による改正後の法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例第3条から第5条までの規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）<u>附則第4条第1項</u>に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p> <p>(信託法の施行に伴う市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例（次条において「新市税条例」という。）第11条及び第15条並びに第2条の規定による改正後の法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例第3条から第5条までの規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。</p>

議案第 1 1 9 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適
用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に、
沼本町四丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画沼本町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に、
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
舞ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に

改める。

別表第 2 中

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの	10分の6		10分の4	200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0メートル 1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル		
-----------------	---	-------	--	-------	--	--	--------------------	---	--------	--	--

を

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの	10分の6		10分の4	200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0メートル 1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル		
沼本町四丁目地区地区整備計画区域	(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (4) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分										

に、

	の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含む。） (6) 病院 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に付属するもの（自動車車庫にあつては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。） (10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）			180平方メートル（巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		15メートル		
----------	---	--	--	--	--------------------------	---------	--	--------	--	--

を

利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）			180平方メートル（巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		15メートル		
----------	--	--	--	--	--------------------------	---------	--	--------	--	--

新		旧	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
地区整備計画区域		地区整備計画区域	
名称	区域	名称	区域
略		略	
貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼本町四丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画沼本町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		
略		略	
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
舞ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		
略		略	

新

別表第2 (第4条-第10条関係)

地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さの最高限度	建築物の建築面積の最低限度

略

買収生が丘地区整備計画区域	10分の6	10分の4	10分の6	200平方メートル	2.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、	10メートル		
次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡回派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物				外壁等から道路境界線までの距離	外壁等から道路境界線までの距離				

旧

別表第2 (第4条-第10条関係)

地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さの最高限度	建築物の建築面積の最低限度

略

買収生が丘地区整備計画区域	10分の6	10分の4	10分の6	200平方メートル	2.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、	10メートル		
次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡回派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物				外壁等から道路境界線までの距離	外壁等から道路境界線までの距離				

新		旧									
舞ケ丘地区施設整備計画区域	外車券売場その他これらに類するもの	略									
		利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舎（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助用に供するものに限る。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含	180平方メートル （巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	15メートル				
舞ケ丘地区施設整備計画区域	外車券売場その他これらに類するもの	利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舎（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助用に供するものに限る。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含	180平方メートル （巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	15メートル				

新

む。)
 (6) 病院
 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等
 (8) 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
 (9) 前各号の建築物に付属するもの(自動車庫庫にあつては、当該自動車庫庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車庫庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合)において、当該延べ面積の合計を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。)

(10) 第1号から第8号までの建築物に付

旧

む。)
 (6) 病院
 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等
 (8) 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
 (9) 前各号の建築物に付属するもの(自動車庫庫にあつては、当該自動車庫庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車庫庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合)において、当該延べ面積の合計を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。)

(10) 第1号から第8号までの建築物に付

旧

属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分を除く。）

略

新

属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分を除く。）

- (1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの
- (3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (4) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

略

舞ヶ丘一丁目地区整備計画区域

議案第120号

北九州市自動車駐車場条例の一部改正について

北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市宮室町駐車場を廃止するため、関係規定を改める必要がある
るので、この条例案を提出する。

北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

北九州市自動車駐車場条例（平成5年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市営室町駐車場の項を削る。

別表第2の北九州市営室町駐車場の項を削り、同表の注書中「、北九州市営室町駐車場」を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧																																	
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 北九州市宮勝山公園地下駐車場及び北九州市宮黒崎駅西駐車場の料金には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額を含む。</p>	名称	位置	略		名称	種別	料金	略			<p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北九州市宮室町駐車場</td> <td style="text-align: center;">北九州市小倉北区室町三丁目2番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北九州市宮室町駐車場</td> <td style="text-align: center;">時間内駐車</td> <td style="text-align: center;">1台につき30分又はその端数ごとに150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時間外駐車</td> <td style="text-align: center;">1台につき1回1,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 北九州市宮勝山公園地下駐車場、北九州市宮室町駐車場及び北九州市宮黒崎駅西駐車場の料金には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。</p>	名称	位置	略		北九州市宮室町駐車場	北九州市小倉北区室町三丁目2番	略		名称	種別	料金	略			北九州市宮室町駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに150円		時間外駐車	1台につき1回1,500円	略		
名称	位置																																	
略																																		
名称	種別	料金																																
略																																		
名称	位置																																	
略																																		
北九州市宮室町駐車場	北九州市小倉北区室町三丁目2番																																	
略																																		
名称	種別	料金																																
略																																		
北九州市宮室町駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに150円																																
	時間外駐車	1台につき1回1,500円																																
略																																		

議案第 1 2 1 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立折尾駅前自転車駐車を廃止するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「	〃	折尾駅東自転車駐車場	〃	〃	中須二丁目11番	を
	〃	折尾駅前自転車駐車場	〃	〃	南鷹見町13番	」
「	〃	折尾駅東自転車駐車場	〃	〃	中須二丁目11番	に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

新		旧	
別表第6 (第30条関係)		別表第6 (第30条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
" 折尾駅東自転車駐車場	" " 中須二丁目11番	" 折尾駅東自転車駐車場	" " 中須二丁目11番
"	"	" 折尾駅前自転車駐車場	" " 南鷹見町13番
略		略	

議案第122号

高規格救急自動車の取得について

高規格救急自動車を次のとおり買い入れる。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 高規格救急自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
7台
- 3 買入れ予定金額
2億7,566万円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第123号

特殊災害対応自動車の取得について

特殊災害対応自動車を次のとおり買い入れる。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 特殊災害対応自動車を買うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
特殊災害対応自動車
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
1億7,380万円

議案第124号

高発泡照明車の取得について

高発泡照明車を次のとおり買い入れる。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 高発泡照明車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高発泡照明車
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
1億1,220万円

議案第 1 2 5 号

春の町団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について

令和 4 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た春の町団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 春の町団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約について、契約金額及び工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

8 億 1, 5 1 0 万円

既決工期

令和 4 年 1 2 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 6 日まで

変更契約金額

9 億 1, 8 4 7 万 4, 7 0 0 円

変更工期

令和 4 年 1 2 月 1 5 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第126号

北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を次のとおり指定する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出する。

記

1 指定する郵便局の名称

門司郵便局

北九州中央郵便局

小倉西郵便局

曾根郵便局

若松郵便局

二島郵便局

八幡郵便局

八幡南郵便局

八幡西郵便局

戸畑郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定に基づく同法第3条第1項の個人番号カード用署名用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第3項及び同法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項（同法第3条の2第4項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の署名利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した同法第3条第4項及び同法第3条の2第2項において準用する同法第3条第4項（同法第3条の2第4項において準用する場合を含む。）の個人番号カードの引渡し並びに同法第9条第1項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに同条第2項において準用する同法第3条第3項及び同法第9条第3項において準用する同法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項の署名利用者確認のための

書類の受付

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項及び第22条の2第1項の規定に基づく同法第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第3項及び同法第22条の2第2項において準用する同法第22条第3項（同法第22条の2第4項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の利用者証明利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した同法第22条第4項及び同法第22条の2第2項において準用する同法第22条第4項（同法第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の個人番号カードの引渡し並びに同法第28条第1項の規定に基づく個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに同条第2項において準用する同法第22条第3項及び同法第28条第3項において準用する同法第22条の2第2項において準用する同法第22条第3項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

参 考

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (抜粋)

(郵便局の指定等)

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 略

5 略

議案第127号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月5日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

新		旧	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	関係市町村において行う事務	区分	関係市町村において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 略 (2) <u>資格確認書等</u> の引渡し (3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付 (4) 略	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 略 (2) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し (3) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 (4) 略
	略		略

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。